

第4回

『インフルエンザ流行中！



でも流行シーズンってどうやって決まる？』

寒さが身にしみる今日この頃、インフルエンザに関するニュース等をよく目にします。

平成28年1月15日の厚生労働省の報道資料「インフルエンザの発生状況」によると、平成28年第1週（1月4日～1月10日）の感染症発生動向調査で、インフルエンザの定点あたり報告数が2.02（定点数/全国に約5,000ヶ所、報告数/9,964）となり、流行開始の目安としている1.00を上回ったことから、今年もインフルエンザが流行シーズンに入ったようです。

ところで皆さんはインフルエンザの流行シーズンが、どのように決まるのかご存知ですか？

感染症は法律により1類から5類に分類され、予防対策のために、発生動向の調査が行われています。

医師は1類～4類及び5類の一部に該当する患者を診断したときは、最寄りの保健所に届出なくてはなりません（全数把握疾患）。

その他の5類感染症は定点として指定された医療機関からの届出を受けてその発生数を把握する疾患（定点把握疾患）です。インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く）は、定点把握疾患にあたります。

定点には、小児科定点、インフルエンザ定点（小児科定点を含む）、眼科定点、性感染症定点、基幹定点の5種類があり、医療機関の中から、保健所管内の人口に応じた数の定点医療機関を無作為に選定しています。インフルエンザの場合、定点医療機関は、1週間の患者発生数を保健所に報告することになっています。

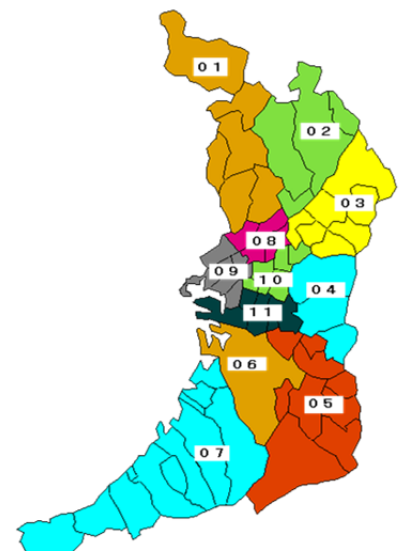
また、定点あたりの報告数とは、定点医療機関からの総患者報告数を定点医療機関数で割った数となります。1週間に1つの定点医療機関におけるインフルエンザ患者数を表す数値で、この数値により感染症の流行状況が把握できます。

例えば、保健所管内でインフルエンザの報告が30件あったとすると、定点当たり報告数は、報告数（30件）を定点医療機関の数で割り算をします。そうすると定点当たり報告数が計算できます。

大阪府では大阪市・堺市・東大阪市・高槻市・豊中市・枚方市の協力のもと、大阪府内を11のブロックに分け感染症発生動向を収集分析し公開しています。

府内のブロック分けは右の図のとおりです。

ブロック	市区町村
01 豊能	池田市、箕面市、豊能町、能勢町、豊中市、吹田市
02 三島	茨木市、摂津市、島本町、高槻市
03 北河内	枚方市、寝屋川市、守口市、門真市、大東市、四條畷市、交野市
04 中河内	八尾市、柏原市、東大阪市
05 南河内	松原市、羽曳野市、藤井寺市、富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村
06 堺市	堺市
07 泉州	和泉市、泉大津市、高石市、忠岡町、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町
08 北	北区、都島区、淀川区、東淀川区、旭区
09 西	福島区、此花区、西区、港区、大正区、西淀川区
10 東	中央区、天王寺区、浪速区、東成区、生野区、城東区、鶴見区
11 南	阿倍野区、住吉区、住之江区、東住吉区、平野区、西成区



（大阪府感染症情報センターHP/感染症発生動向調査より）

大阪府のインフルエンザ定点あたり患者数をみると、第5週（平成28年2月1日～7日）に、警報レベル（※）を超えました。

大阪府では、年明けからインフルエンザの患者報告数が増加し、現在も流行が続いています。（※「10」が注意報、「30」が警報の基準値。）

大阪府のインフルエンザ定点あたり患者数（直近10週）～5週（2月1日～2月7日）

週	豊能	三島	北河内	中河内	南河内	堺市	泉州	大阪市北部	大阪市西部	大阪市東部	大阪市南部	府内計
49	0.05	0.17	0.05	0.00	0.04	0.11	0.06	0.10	1.07	0.18	0.19	0.13
50	0.19	0.08	0.14	0.13	0.13	0.14	0.14	0.15	0.87	0.23	0.15	0.18
51	0.65	0.13	0.25	0.16	0.29	0.25	0.77	0.35	1.27	0.36	0.19	0.40
52	0.97	0.04	0.27	0.19	0.83	0.43	0.66	0.50	2.13	1.23	0.26	0.61
53	1.03	0.08	0.32	0.16	0.71	0.54	0.43	1.00	4.40	0.96	0.67	0.75
1	1.65	0.54	1.36	1.74	2.00	1.29	0.89	2.10	3.53	2.46	1.26	1.58
2	3.27	1.58	2.39	2.55	4.08	1.96	3.11	4.30	6.87	3.73	2.89	3.11
3	8.87	6.38	7.34	10.77	12.63	7.32	9.34	9.70	17.00	7.91	8.37	9.19
4	20.41	16.00	20.77	23.19	27.54	15.36	19.54	22.60	29.33	18.50	13.96	20.27
5	30.49	25.13	31.75	32.87	46.42	28.71	30.40	36.85	43.20	28.32	21.37	31.64

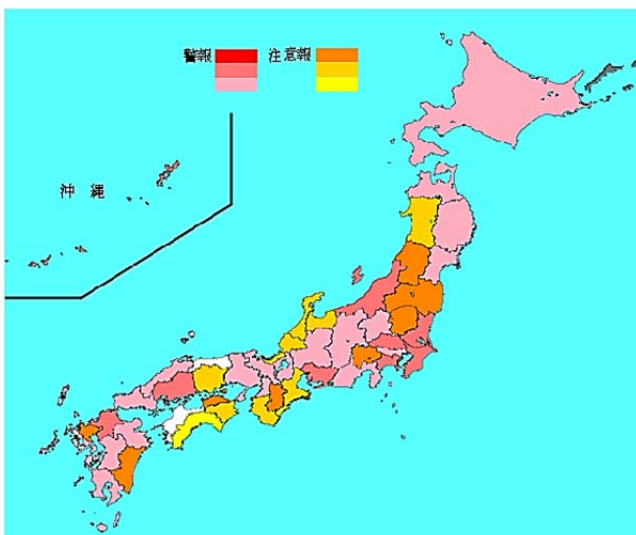
（大阪府感染症情報センター／インフルエンザ関連情報より）

また、国立感染症研究所では、インフルエンザ流行レベルマップを公開しており、厚生労働省・感染症サーベイランス事業により、全国約5,000のインフルエンザ定点医療機関を受診したインフルエンザ患者数が週ごとに把握されています。過去の患者発生状況をもとに基準値を設け、保健所ごとにその基準値を超えると注意報や警報が発生する仕組みになっています。これらはあくまで流行状況の指標であり、都道府県として発令される「警報」とは異なります。

警報は、1週間の定点あたり報告数がある基準値（警報の開始基準値）以上の場合に発生し、前の週に警報が発生していた場合、1週間の定点あたり報告数が別の基準値（警報の継続基準値）以上の場合に発生します。注意報は、警報が発生していないときに、1週間の定点あたり報告数がある基準値（注意報の基準値）以上の場合に発生します。

具体的には、都道府県ごとに警報レベルを超えている保健所があれば赤色系3段階で、注意報レベルを超えている保健所があれば黄色系3段階で示してあります。色の段階は各都道府県の保健所数に対して警報・注意報レベルを超えている保健所数の割合です。また、都道府県ごとに全保健所数と警報・注意報レベルを超えている保健所の数を見ることもできます。

インフルエンザ流行レベルマップ



警報・注意報レベルの段階

		警報・注意報レベルを超えている保健所数の割合	
警報	大きな流行の発生・継続が疑われることを示します。	70 ---> 100%	赤系
		30 ---> 70%	赤系
		0 ---> 30%	赤系
注意報	流行の発生前であれば今後4週間以内に大きな流行が発生する可能性があることを、流行発生後であればその流行がまだ終わっていない可能性があることを示します。	70 ---> 100%	黄色系
		30 ---> 70%	黄色系
		0 ---> 30%	黄色系

警報・注意報の基準値

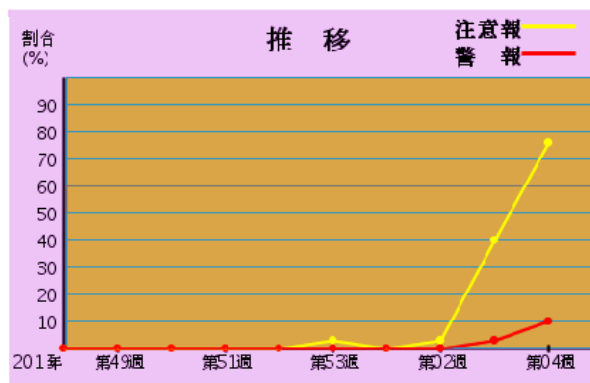
警報対象疾患	流行発生警報		流行発生注意報
	開始基準値	継続基準値	基準値
インフルエンザ	30	10	10

（国立感染症研究所 HP／「インフルエンザ流行レベルマップ」より）

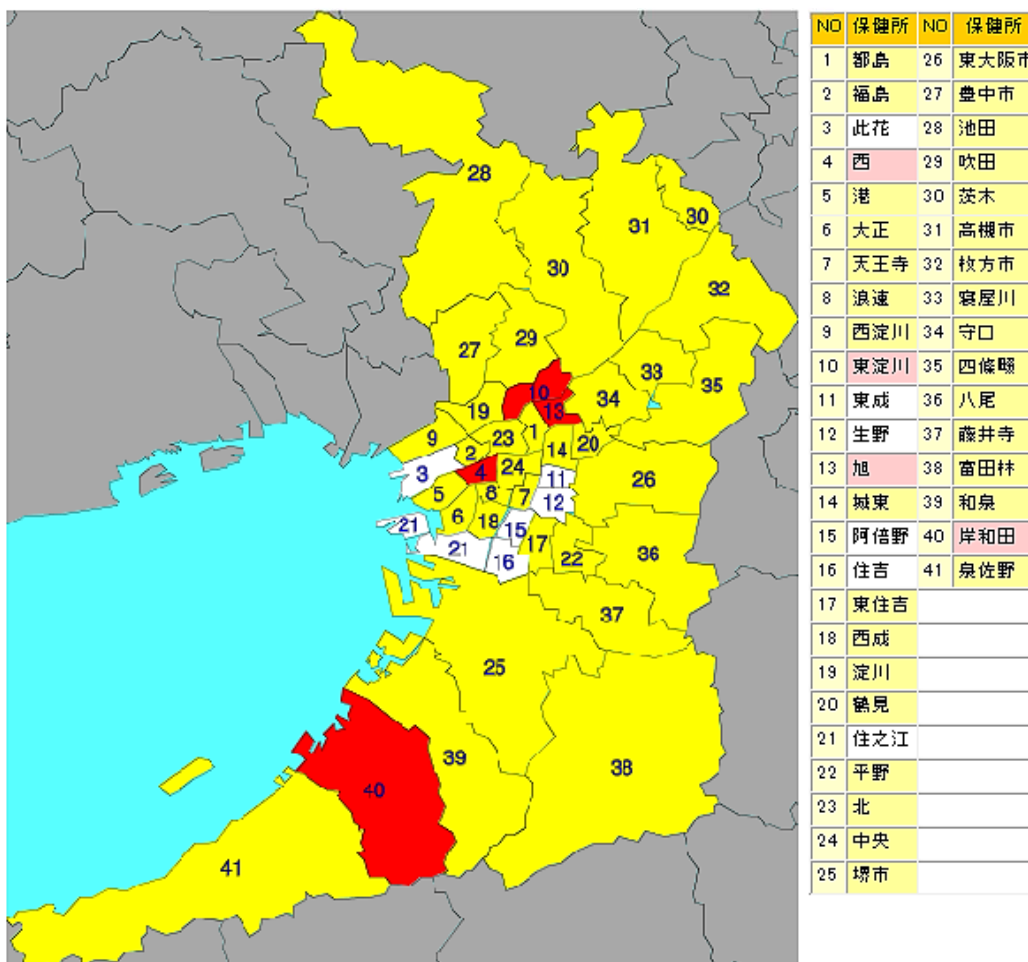
大阪府の平成 28 年第4週（1月 25 日～1月 31 日）のインフルエンザ流行レベルマップをみると、41 の保健所のうち、31 カ所が注意報を、4 カ所が警報を出しています。

また注意報・警報の推移グラフをみると、平成 28 年第 2 週（1月 11 日～1月 17 日）から第 4 週にわたって急激に増加しているのがわかります。

大阪府の注意報・警報の推移グラフ



大阪府のインフルエンザ流行レベルマップ



(国立感染症研究所 HP「インフルエンザ流行レベルマップ」より)

インフルエンザの予防には、皆さんの「かからない」、「うつさない」という気持ちがとても大切です。手洗いでインフルエンザを予防して、かかったら、マスク等せきエチケットも忘れないでください。

出典・引用：厚生労働省報道資料「インフルエンザの発生状況について」

国立感染症研究所「インフルエンザ流行レベルマップ」

大阪府健康医療部 保健医療室医療対策課 HP「インフルエンザを予防しよう」

大阪府感染症情報センター「感染症発生動向調査」、「インフルエンザ関連情報」

